

総合保険制度のご案内(別冊)

医療保険「終身型Ⅱ」 のご案内

手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉



申込締切日:令和7年3月21日(金)
ご契約日:令和7年7月1日

〈お問合せ先〉

アクサ生命 お問合せダイヤル
令和7年2月25日～3月21日

0120-077-093(無料) 9:00～17:00
(土・日・祝日を除く)

〈集团名〉

神戸市職員共助組合

〈引受保険会社〉

アクサ生命保険株式会社

医療保険「終身型Ⅱ」は、神戸市職員共助組合の組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、組合員のみなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。
なお、以下以外の保障をご希望の場合やご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉〈主契約〉 手術給付特約/先進医療給付特約(09)/特定疾患給付特約(03) 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉
ガン	ガン化学療法・緩和療養給付特約

給付金などのご請求に際して

●診断書料は、自己負担となります。

所定の「入院・手術等証明書(診断書)」入手の際にかかった費用は自己負担となります。
(ただし、アクサ生命所定の診断書を提出したにもかかわらず、保険金・給付金のお支払いがまったく受けられなかった場合は一定の金額をお支払いいたします。なお、保険金・給付金のお支払いにはアクサ生命所定の条件がありますので、詳しくはアクサ生命までお問合せください。)

●手術給付金のみのご請求が可能です。

入院していなくても、約款上給付金のお支払いに該当する手術であれば、手術給付金のみ受取ることが出来ます。

●給付金の請求権は、3年間です。

入院日の翌日から計算して3年間であれば、ご請求が可能です。
ただし、3年を過ぎると時効となりますので、お忘れなくご請求ください。



ご契約後のお問合せは、以下をご活用ください!

【ご契約後のお問合せ先】お問合せの際には、保険証券をご用意ください。 ※お申出がご契約者本人でない場合は、受付・ご案内できない場合がございます。あらかじめご了承ください。	
<p>カスタマーサービスセンター 0120-813-308</p> <p>受付時間/月～金 9:00～18:00、土 9:00～17:00 (日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金・給付金・一時金などのお問合せやご請求手続き ●ご契約者・被保険者・受取人が改姓または改名された場合、指定代理請求人等受取人の変更などの変更手続き ●保険証券、控除証明書を紛失された場合などの各種通知、証明書の再発行

<p>アクサ生命のデジタル約款のご案内</p>	<p>「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。</p> <p>①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。</p> <p>②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</p> <p>※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。</p> <p>※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。</p>
-------------------------	--

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 生命保険募集人について
アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- このパンフレットに記載の内容は令和6年11月現在のものです。

<p>引受保険会社</p> <p>アクサ生命保険株式会社</p> <p>〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)</p> <p>www.axa.co.jp/</p>	<p>お問合せ先</p> <p>アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第1部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450</p>
--	--

医療保険「終身型II」

特長 1

簡易な告知でお申込みいただけます！
4ページの「告知について」を必ずお読みください。

特長 2

病気・ケガによる**入院**を**一生涯保障**します。
また、**ガン**による**入院**は、**お支払日数に制限がありません**。



病気やケガで入院された場合、日帰り入院から1入院60日、保険期間を通して1,095日保障します。
また、ガンによる入院は、再発・転移の場合に備えて、お支払日数に制限がありません。

特長 3

保険料が割安で一生涯上がりません。
さらに**主契約の保険料が最大50%割引**になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故割引特別が付加されているので、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が10%割引されます。最大で50%割引になります。

詳しくは11ページへ ▶

特長 4

ガン化学療法・緩和療養給付特約は、ガンによる**「化学療法(抗がん剤治療)」「緩和ケア(緩和療養)」**をしっかり保障します。

特長 5

ご退職後も保障を継続することができます。

所定のお手続きをしていただくことで、退職後も在職中と同じ集団扱保険料で保障を継続することができます。

付帯サービスをご利用いただけます。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

▶ 15・16ページへ

保障内容 **重要**

保険期間・保険料払込期間：終身
(ガン化学療法・緩和療養給付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)、(03)は、保険期間・保険料払込期間：80歳)

保険期間・終身
(ガン化学療法・緩和療養給付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)、(03)は、保険期間・保険料払込期間：80歳)

		このように きにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース	入院給付金日額 15,000円コース
基本契約	入院 主契約	ガン以外の 病気により 入院したとき	日帰り入院*1 から保障 疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円
		ケガにより 入院したとき	日帰り入院*1 から保障 災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度			
		ガンにより 入院したとき	日帰り入院*1 から保障 ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限			
	保険料を割引 無事故割引特別 詳しくは11ページへ▶	無事故判定 無事故に該 期間(5年間)内に 当したとき	1回につき	主契約保険料の 10%を割引 最大 5回 / 50%割引		
	手術 手術給付特約	手術を受け (対象となる手術 類)*2) とき (88種) 何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*3×40・20・10 一部の手術(ファイバースコープに よる手術など)は60日に1回限度	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、 1回につき 40・20・10万円	手術の種類に応じて、 1回につき 60・30・15万円
	先進医療 先進医療給付特約(09)	先進医療に 療養を受け よる とき	先進医療給付金*4 特約基本給付金額×305~5 通算700倍限度	技術料に応じて 1回につき 152.5万円~2.5万円	技術料に応じて 1回につき 305万円~5万円	技術料に応じて 1回につき 457.5万円~7.5万円
特定疾患 特定疾患給付特約(03)	特定疾患を 医師により診 断されたとき 【対象となる特定 疾患】 潰瘍性大腸炎や 約款に定められた 後縦帯骨化症など、 56疾患	特定疾患給付金 特定疾患給付金額 1疾患1回限度	1疾患につき 15万円	1疾患につき 30万円	1疾患につき 45万円	

一生涯保障します

80歳まで保障します

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

		このように きにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース	入院給付金日額 15,000円コース
特約【I】	生活習慣病 生活習慣病入院給付 特約(09)(120日型・II型)	生活習慣病 入院したとき 【対象となる生活 習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*1 から保障 生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*3×入院日数 1入院120日限度、 通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円

一生涯保障
します

		このように きにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース	入院給付金日額 15,000円コース
特約【II】	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより化 (抗がん剤治 療)を受け たとき 入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円		
		ガンによる疼 緩和のために 緩和ケアを受 けたとき 入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円		

10年間保障します
(90歳まで自動更新)
90歳以降は一生涯保障

*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日
*2 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約
*3 手術給付金日額・生活習慣病入院給付金日額は、主契
*4 先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じ
払いするものではありません。また、お支払いの対象と
なくなっている場合、この特約からのお支払いはありま
は、入院給付金日額にかかわらず、一律、記載の割合・金額となります。
詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

月払保険料表 [集団扱] **重要**

●入院給付金日額10,000円コース・15,000円コースの基本契約および特約【I】の保険料は、下記保険料を2倍・3倍にした金額となります。ただし、特約【II】については、入院給付金日額にかかわらず、一律、記載の保険料です。

入院給付金日額 5,000円コースの場合

(令和6年11月現在、単位：円)

→ 契約日における年齢

契約年齢	基本契約		特約【I】 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・II型)		特約【II】 ガン化学療法・緩和療養給付特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	3歳	1,210	1,245	155	125	付加できません
4歳	1,210	1,250	165	135		
5歳	1,215	1,265	170	140	110	110
6歳	1,225	1,280	175	145	110	110
7歳	1,240	1,305	185	155	110	115
8歳	1,260	1,330	190	160	115	115
9歳	1,280	1,355	200	170	115	120
10歳	1,305	1,380	210	170	120	120
11歳	1,335	1,410	220	180	125	125
12歳	1,365	1,445	230	190	130	130
13歳	1,395	1,475	245	200	135	140
14歳	1,425	1,505	255	210	140	145
15歳	1,460	1,535	270	220	145	150
16歳	1,485	1,560	285	230	155	160
17歳	1,520	1,590	295	240	160	165
18歳	1,550	1,620	310	255	165	170
19歳	1,580	1,655	325	270	170	180
20歳	1,615	1,690	340	280	170	190
21歳	1,660	1,720	360	290	175	205
22歳	1,700	1,755	380	305	180	225
23歳	1,735	1,790	400	325	185	245
24歳	1,775	1,825	420	340	185	265
25歳	1,825	1,855	440	360	190	285
26歳	1,865	1,890	465	380	200	315
27歳	1,910	1,915	495	400	205	345
28歳	1,960	1,955	515	415	215	380
29歳	2,005	1,980	545	435	225	410
30歳	2,055	2,015	575	460	245	455
31歳	2,110	2,050	610	485	260	495
32歳	2,160	2,075	640	510	285	540
33歳	2,225	2,115	680	530	305	590
34歳	2,285	2,155	720	560	335	640
35歳	2,340	2,195	755	590	365	695
36歳	2,410	2,240	795	625	400	750
37歳	2,470	2,290	840	650	435	815
38歳	2,545	2,340	880	685	475	875
39歳	2,615	2,400	930	720	515	940
40歳	2,690	2,455	975	755	565	995

契約年齢	基本契約		特約【I】 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・II型)		特約【II】 ガン化学療法・緩和療養給付特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	41歳	2,770	2,520	1,035	795	615
42歳	2,855	2,575	1,085	835	670	1,105
43歳	2,935	2,645	1,150	870	735	1,165
44歳	3,020	2,725	1,210	915	800	1,210
45歳	3,110	2,800	1,275	960	870	1,260
46歳	3,200	2,880	1,340	1,005	955	1,305
47歳	3,300	2,960	1,410	1,060	1,045	1,340
48歳	3,400	3,045	1,480	1,110	1,135	1,375
49歳	3,495	3,130	1,555	1,165	1,235	1,410
50歳	3,610	3,225	1,640	1,215	1,330	1,435
51歳	3,715	3,320	1,720	1,275	1,435	1,460
52歳	3,835	3,420	1,810	1,330	1,540	1,480
53歳	3,955	3,520	1,905	1,395	1,650	1,500
54歳	4,080	3,635	2,000	1,455	1,760	1,520
55歳	4,225	3,745	2,100	1,525	1,875	1,540
56歳	4,370	3,855	2,200	1,590	1,990	1,565
57歳	4,515	3,985	2,305	1,665	2,110	1,590
58歳	4,670	4,115	2,410	1,745	2,230	1,615
59歳	4,830	4,240	2,520	1,825	2,365	1,645
60歳	4,995	4,380	2,640	1,915	2,500	1,665
61歳	5,155	4,525	2,760	2,005	2,645	1,695
62歳	5,330	4,685	2,890	2,110	2,795	1,725
63歳	5,510	4,845	3,025	2,210	2,945	1,750
64歳	5,680	5,010	3,160	2,320	3,095	1,775
65歳	5,870	5,190	3,305	2,440	3,235	1,800
66歳	6,070	5,370	3,450	2,565	3,370	1,825
67歳	6,260	5,555	3,595	2,690	3,505	1,845
68歳	6,465	5,745	3,750	2,835	3,620	1,860
69歳	6,675	5,925	3,915	2,980	3,705	1,865
70歳	6,895	6,120	4,090	3,135	3,755	1,850
71歳	7,115	6,305	4,275	3,300	3,770	1,825
72歳	7,335	6,495	4,485	3,475	3,750	1,785
73歳	7,560	6,680	4,695	3,650	3,700	1,730
74歳	7,785	6,870	4,895	3,830	3,610	1,665
75歳	8,005	7,045	5,090	4,015	3,490	1,585

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 ※基本契約の保険料には、主契約、手術給付特約、先進医療給付特約(09)、特定疾患給付特約(03)の保険料が含まれています。なお、80歳の特定疾患給付特約(03)満了時には、その特約分の保険料がなくなります。
 ※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例：30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は565円となります。なお、この更新後の保険料は令和6年11月現在の保険料率で計算しております。)

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：令和7年7月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：令和7年7月1日
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日よりご契約上の保障が開始されます。
 ※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
 - ご契約者：神戸市職員共助組合の組合員本人
 - 被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日現在、満3歳から75歳までの方
- 取扱範囲
 - 入院給付金日額5,000円コース・10,000円コース・15,000円コースよりお選びください。
 - ※ご契約日現在、満14歳までの方および満71歳から満75歳までの方は、入院給付金日額5,000円コースのみのお取扱いとなります。
 - ※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。
 - ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・先進医療給付特約(09)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- 特定疾患給付特約(03)の保険期間および保険料払込期間は80歳です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
 ※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
 ※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院が手術をすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

<ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ>

- エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
- オ. または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。

➡ つづく

※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。

※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回保険料は令和7年7月の給与より控除します。)

退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより保障を継続することができます。なお、退職後も集団扱による割引が適用となります。

給付金などの受取人

被保険者となります。

税務のお取扱い(令和6年11月現在)

- 給付金などは非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等以内の親族(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)の中途付加について

- 「特約中途付加申込書」にて別途お申込みいただきます。その際、被保険者告知欄にご記入いただきます。告知の内容によっては特約付加できない場合があります。

その他

- 新規・追加(上乗せ)契約・特約付加について、告知内容などによりご契約(特約付加)できない場合、6月中旬頃に書面にてお知らせします。
- 契約成立後、8月下旬頃に「保険証券」を配付します。

保険金などの支払事由と支払限度などについて **重要**

保障内容とお支払事由

		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院……60日 通算…1,095日
		疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院……60日 通算…1,095日
		ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通算…支払日数無制限
特約	手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*
	先進医療給付特約(09)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	特約基本給付金額(主契約入院給付金日額と同額)×技術料に対応する所定の給付倍率(305倍～5倍)	通算700倍
	特定疾患給付特約(03)	特定疾患給付金	所定の特定疾患を発病したと診断されたとき	特定疾患給付金額	1疾患につき1回
	生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院したとき	生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院……120日 通算…1,095日
特約	ガン化学療法・緩和療養給付特約	特約化学療法給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月
		特約緩和療養給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより次のいずれかに該当したとき ・所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき ・緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月

*一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。
●給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因とした場合に限りです。

主契約について

- 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
 - ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
 - ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- 所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

手術給付特約について

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- 屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

先進医療給付特約(09)について

- 先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし先進医療の取扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
- したがって、給付倍率表に記載の各給付倍率(最高給付倍率を含む)に該当する先進医療が、常にすべて定められているとは限りませんのでご注意ください。
- 先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍～5倍)を特約基本給付金額に乘じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

特定疾患給付特約(03)について

- 所定の特定疾患とは、潰瘍性大腸炎や後縦韌帯骨化症など、約款に定められた56疾患をいいます。
- すでに特定疾患給付金をお支払いした特定疾患と因果関係があると認められる他の特定疾患に罹患した場合は、特定疾患給付金をお支払いしません。

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉について

- 同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- お支払対象となる生活習慣病は、次のとおりです。
(1)悪性新生物 (2)糖尿病 (3)心疾患 (4)高血圧性疾患 (5)脳血管疾患
- 生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約について

- 同一の月に特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払事由に該当する複数の入院または通院をされたときは、その月の最初の入院日または通院日にお支払事由に該当されたものとみなします。
- 通院には、往診を含みます。
- 特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。
- 告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

【特約化学療法給付金】

- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される、ガンの治療を目的とした入院または通院が、お支払いの対象となります。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて所定の抗がん剤の支給を受けた場合に限り、特約化学療法給付金をお支払いします。

※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が特約化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

【特約緩和療養給付金】

- お支払対象は、次のとおりです。
 - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される、ガン性疼痛緩和を目的とした入院または通院
 - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される、ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り、特約緩和療養給付金をお支払いします。

※疼痛緩和薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される疼痛緩和薬が特約緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
- この特約のみの解約はできません。

無事故割引特則について

- この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも該当する場合のことをいいます。
 - ・災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
 - ・疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
- 保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間を無事故判定期間といいます。
- 5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。
- この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。
- この特則の割引回数とは、ご契約日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
- 特約保険料はこの特則の適用対象になりません。
- この特則のみの解約はできません。

保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後のケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当されたとき
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

自動更新について(ガン化学療法・緩和療養給付特約)

- この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- 更新後のこの特約の基本給付金額および保険期間は更新前と同一とします。
- 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。また、更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後の保険期間を終身としてこの特約を更新します。この場合、更新後のこの特約の保険料払込期間は終身とします。

払いもどし金について

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- この保険の特約の払いもどし金はありません。

代理請求特約について

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

重要事項説明書

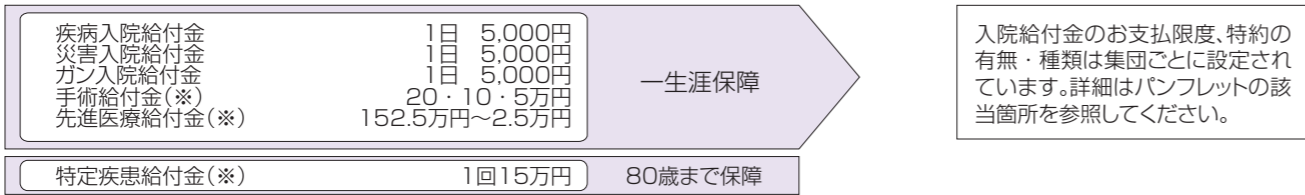
この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。
※必ずパンフレットの該当箇所「重要」を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品のしくみ

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉(手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付)
特 徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。
しくみ図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



入院給付金のお支払限度、特約の有無・種類は集団ごとに設定されています。詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

ご契約 80歳満了 終身

- (※)手術給付金・先進医療給付金・特定疾患給付金は、特約からの給付となります。
- 死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。

■保険期間

保険期間は、終身です。特定疾患給付特約(03)の保険期間は80歳満了です。
※歳満了の場合の保険期間は、ご契約日から被保険者の保険年齢が満了の年齢になる契約応当日の前日までとなります。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
保険年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。

■主なお支払事由とお支払限度

名 称	お支払事由	お支払額	お支払限度
疾病入院給付金	ガン以外の疾病により1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院……………60日 通 算……………1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院……………60日 通 算……………1,095日
ガン入院給付金(※)	所定のガンにより1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	お支払い限度はありません
手術給付金 〈手術給付特約〉	所定の手術を受けたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*
先進医療給付金 〈先進医療給付特約(09)〉	所定の先進医療による療養を受けたとき	特約基本給付金額(主契約入院給付金日額と同額)×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)	通算700倍
特定疾患給付金 〈特定疾患給付特約(03)〉	特定疾患を発病したと診断されたとき	特定疾患給付金額	1疾患1回

- (※)ガン入院給付金がお支払される場合、疾病入院給付金はありません。
- *ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。
- 死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。
- ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金のお支払いはいたしません。

■保険料払込免除について

被保険者がケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円・10,000円・15,000円とします。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

■保険料について

保険料は集団扱月払とします。
保険料は集団を通じて所定の方法により払込んでいただけます。詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■特約について

特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

「注意喚起情報」の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

注意喚起情報

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また現在のご契約の解約などを前提とした新たにご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。
この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■お申込みの撤回、ご契約の解除について(クーリング・オフ制度)

- ・ご契約の申込日または第1回保険料相当額(第1回保険料を含みます。)の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面・アクサ生命ホームページ*でのお申出により、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
*https://www.axa.co.jp/
ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

＜書面によるお申出の場合＞

- ・郵便により上記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛にお申出ください。
- ・書面にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

- 健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)
 - ・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。
 - ・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
 - ・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。
 - ・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできないことがあります。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。
- お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)
 - ・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。(ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)
 - ※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。)また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■解約と払いもどし金について

このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- ・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- ・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」

ホームページアドレスhttps://www.seihohogo.jp/

■新たなご契約への乗り換えについて

～現在のご契約を解約・減額されることを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討される方へ～

現在のご契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより上記のとおりご契約が解除・取消しとなることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

- ・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL：0120-568-093（受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- ・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。アクサ生命お客様相談室
TEL：0120-030-775（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■指定紛争解決機関について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 集団扱でご契約になれるのは、当該集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・集団扱をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該集団から脱退後に、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
 - ・他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■保障の責任開始期・ご契約日について

- ・このご契約には集団扱特約に「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されますので、ご契約日が責任開始期となります。ただしご契約日までに契約申込書（告知書）が提出されない場合は責任は開始されません。
- ・第1回保険料が保険会社に入金されるまでの間に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、第1回保険料が保険会社に払い込まれるまで、保険金・給付金は支払われず、また保険料の払込免除もされません。
- ・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

- ・お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命の営業店またはアクサ生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- ・お支払事由、請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

- ・被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）
- ・代理請求人となられる方（複数の場合は全員）に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
 - ・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。
 - ※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常（症状）を自覚または認識した時点をいいます。
 - ※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生したケガを原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - ・保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
 - ・保険金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など）

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- ・保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ・お払込みの猶予期間は、
月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- ・上記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
- ・いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

Q & A

Q 1 日帰りや短期間の入院でも給付金を受け取ることができますか？

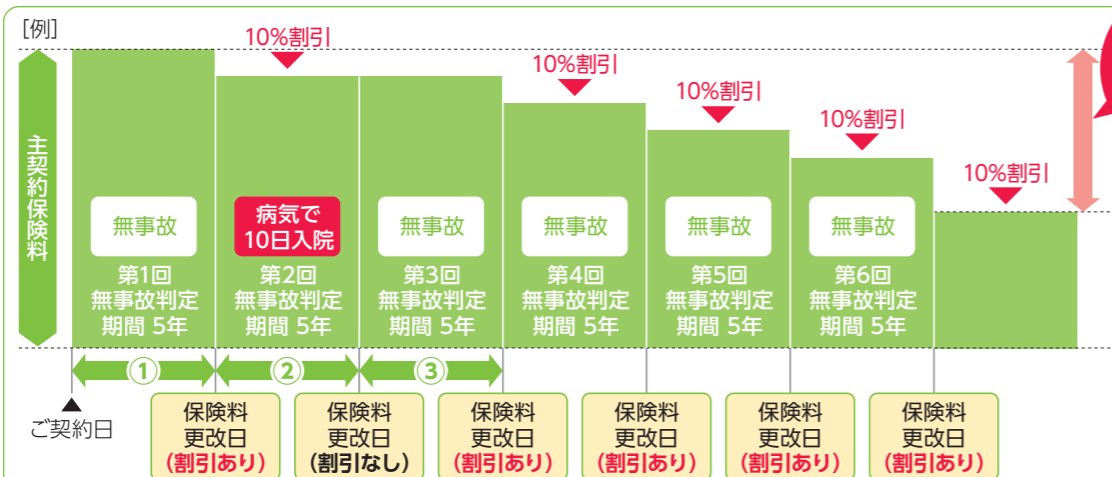
A. 病気やケガにより治療を目的として1日以上入院された場合、給付金を受け取ることができます。ただし、入院の扱いはなく手術だけを受けた場合は日帰り入院とはみなしませんのでご注意ください。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難であるため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払の有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

Q 2 「無事故割引特則」の適用で、保険料が安くなるってホント？

A. 5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の**主契約の保険料を10%ずつ割引**します。
主契約の保険料が最大で**50%割引**となります。



- ① 第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引します。(割引回数は1回となります。)
 - ② 第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のみです。)
- 以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引します。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。

Q 3 新規で申込みをしたいのですが、現在病気で通院治療中です。申込みできますか？

A. 下記3項目がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。
ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか

※「ガン化学療法 緩和療養給付特約」(任意選択)を付加する場合は、告知事項「ア〜ウ」と「ガン化学療法 緩和療養給付特約」専用の告知事項「エ」をご確認ください。詳しくは、4ページの「告知について」をご覧ください。

告知についてのご注意

告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができない場合がございますので、ご了承ください。また、給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。

Q 4 「代理請求特約」って何ですか？

A. 被保険者が受取人となる保険金などについて、その受取人が請求できない場合に、代理請求人が代わりに請求することができます。新たにご契約いただく方は自動付加ですが、既にご契約されている方もこの特約を中途付加することができます。(ただし、所定の手続が必要です。)なお、特約保険料はありません。

Q 5 退職後も継続することはできますか？

A. 定年退職、中途退職に関わらず、退職後も金融機関口座からの自動振替によりご契約を継続できます。ただし、退職時に所定のお手続きが必要ですので、必ず共助組合に継続希望することをお申し出ください。

平成21年7月1日付にて「終身型」に新規・変更契約されたみなさまへ

以下は「終身型」の保障内容です。（「終身型Ⅱ」と保障内容が異なります。）
ご契約いただいている保障内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保障内容 手術給付特約・高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・無事故割引特則付入院保障保険(終身型)〈60日型〉

	給付の種類	給付事由	入院給付金日額	入院給付金日額	入院給付金日額	
			5,000円コース	10,000円コース	15,000円コース	
基本契約	入院給付金 （疾病・災害入院給付）	病気または不慮の事故により1日以上入院されたとき(日帰り入院から保障) (1入院60日限度/通算1,095日限度)	初日から1日につき 5,000円	初日から1日につき 10,000円	初日から1日につき 15,000円	一生涯保障
	無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に無事故と見なされたとき	主契約保険料の 10%割引 (最大5回・50%割引)			
	手術給付金 （手術給付特約）	病気または不慮の事故により所定の手術を受けられたとき (一部の手術を除きお支払限度はありません*1) 手術給付金日額×40・20・10	手術の種類に応じて1回につき 20万円・10万円・5万円	手術の種類に応じて1回につき 40万円・20万円・10万円	手術の種類に応じて1回につき 60万円・30万円・15万円	
	高度先進医療給付金*2 （高度先進医療給付特約(03)）	所定の先進医療*3による療養を受けたとき 特約基本給付金額×技術料に対応する所定の給付倍率(305倍～5倍) (通算700倍限度)	技術料に応じて1回につき 152.5万円～2.5万円	技術料に応じて1回につき 305万円～5万円	技術料に応じて1回につき 457.5万円～7.5万円	
任意付加	特定疾患給付金 （特定疾患給付特約(03)）	所定の特定疾患を発病され所定の診断基準に該当されたとき (1疾患につき1回限度)	1疾患につき 15万円	1疾患につき 30万円	1疾患につき 45万円	80歳まで
	生活習慣病入院給付金 （生活習慣病入院給付特約(03)） （120日型・Ⅱ型）	所定の生活習慣病により2日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算1,095日限度) 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	初日から1日につき 5,000円	初日から1日につき 10,000円	初日から1日につき 15,000円	

*1 ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。
*2 高度先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍～5倍)を特約基本給付金額に乘じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*3 約款に定める高度先進医療を意味します。

【ご注意】上記ご契約において、**屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)は、手術給付金のお支払い対象となります。**

●「終身型」基本契約のみでご契約中の方へ
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉を中途付加することができます。「特約中途付加申込書」にてお手続きいただけますが、お申込みの際に、健康状態に関する告知をしていただきます。健康状態などによりお引受けできない場合もありますのでご了承ください。

給付金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「80歳型」へご契約中のみなさまへ

以下は「80歳型」の保障内容です。
ご契約いただいている保障内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保障内容 保険期間・保険料払込期間:5年
高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険

	このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額	入院給付金日額	入院給付金日額	5年満了(80歳まで自動更新)
			5,000円コース	10,000円コース	15,000円コース	
基本契約	入院 （主契約）	病気により 継続して8日以上入院 したとき ケガにより180日以内に入院を開始し、 5日以上入院 したとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	5年満了(80歳まで自動更新)
	手術 （主契約）	手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*1)	手術の種類に応じて、1回につき 25・15・7.5万円	手術の種類に応じて、1回につき 50・30・15万円	手術の種類に応じて、1回につき 75・45・22.5万円	
基本契約	死亡・高度障害 （主契約）	[不慮の事故のとき] 不慮の事故 により180日以内に 死亡 または 高度障害状態 になったとき [不慮の事故以外のとき] 死亡 または 高度障害状態 になったとき	災害保険金・災害高度障害保険金 入院給付金日額×200 100万円	災害保険金・災害高度障害保険金 入院給付金日額×200 200万円	災害保険金・災害高度障害保険金 入院給付金日額×200 300万円	5年満了(80歳まで自動更新)
	先進医療 （高度先進医療給付特約）	先進医療*2による療養を受けたとき	高度先進医療給付金*3 主契約の入院給付金日額×305～5 通算700日分限度 152.5万円～2.5万円	高度先進医療給付金*3 主契約の入院給付金日額×305～5 通算700日分限度 305万円～5万円	高度先進医療給付金*3 主契約の入院給付金日額×305～5 通算700日分限度 457.5万円～7.5万円	
特約(I)	特定疾患 （特定疾患給付特約）	特定疾患により 継続して8日以上入院 したとき	1疾患につき 15万円	1疾患につき 30万円	1疾患につき 45万円	5年満了(80歳まで自動更新)
	成人病 （成人病入院倍額支払特約）	成人病により 継続して8日以上入院 したとき 【対象となる成人病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	
特約(I)	成人病 （成人病入院倍額支払特約）	成人病により 継続して270日以上入院 したとき	1回につき 50万円	1回につき 100万円	1回につき 150万円	5年満了(80歳まで自動更新)
	成人病 （成人病入院倍額支払特約）	成人病により 継続して270日以上入院 したとき	1回につき 50万円	1回につき 100万円	1回につき 150万円	

*1 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*2 約款に定める高度先進医療を意味します。
*3 高度先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍～5倍)を主契約の入院給付金日額に乘じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

保険金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/

お客さまを支えつづけます。
customer/service/ameasa/)をご参照ください。

対象
保険商品

終身型Ⅱ
・「80歳型」、「終身型」にご契約中の方もご利用いただけます。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、
オンライン健康相談サービス

オンライン健康相談
(Doctors Me)

健康・医療 薬のこと 歯の健康

栄養バランス ペットのこと



各分野に精通した専門家がお応えします。
匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に！

セカンドオピニオンのご提供などで
最適な治療の選択をサポート

セカンドオピニオンサービス

総合相談医(経験豊かな専門 医)によるセカンドオピニオン

より良い治療を選択するために、経験豊かな専門医(総合相談医)と面談して、現在の診断などについて意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。

「ドクターが薦める専門 医」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医*を
ご希望地域等をお聞きた上で、適切な専門
* 大学教授や総合病院の病院長などを経験
推薦・選考された専門医

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…
ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします

介護・リハビリサポートサービス

病院から説明を受けたけど、専門用語がよくわからない。
リハビリを続けているけどなかなかうまくいかず、精神的につらい…
リハビリ病院を探さなければいけない…どうやって調べたらよいかわからない。

介護
電話相談サービス

リハビリ病院・介護施設
情報提供サービス

介護に関するご相談にお応えします。介護・リハビリなどによって生じる精神的ストレスなどのご相談にも、電話によるカウンセリングでお応えします。
回復期のリハビリ病院や、介護施設関連の情報を提供します。
※入院や転院が可能な医療機関を紹介するサービスではありません。医療機関の紹介については、入院中の病院の主治医やソーシャルワーカーへご相談ください。

最近の忘れが多く
なったような気がする…
病院で検査するほどでもないと思うのだが…

あたまの健康チェック®

認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。
ご自身の認知機能の状態を約10分で確認することができます！

24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに
健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービス

24時間電話健康相談サービス

定期健診の結果の見方がわからない…
夜中に子どもが熱を出したときの対処は？
ストレスがたまって精神的にまいっている。

健康・医療相談 育児相談

メンタルヘルス相談

医療機関情報

専門医による電話相談(予約制)

ドクターが薦める糖尿病の専門医の紹介
早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

糖尿病サポート サービス

糖尿病の相談サービス

糖尿病について豊富な専門知識を有する保健師・看護師等の専門スタッフが糖尿病に関する様々なご相談にお応えします。

▼必要に応じて▼

ドクターが薦める糖尿病の専門医
紹介サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医への診察依頼書を発行し、早期の受診・合併症の予防をお手伝いします。

▼必要に応じて▼

糖尿病の専門医療機関
案内サービス

ご希望の地域にドクターが薦める糖尿病の専門医がない場合などには、独自の基準で厳選した専門性の高い医療機関をご案内します。

サービス	ご利用になれる方			
オンライン健康相談 (Doctors Me)	対象保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族
24時間電話健康相談サービス	対象保険商品の	—	被保険者さま	同居のご家族
セカンドオピニオンサービス	対象保険商品の	—	被保険者さま	—
糖尿病サポートサービス		—	被保険者さま	—
介護・リハビリサポートサービス	対象保険商品の	—	被保険者さま	ご家族*
郵送検査キットによる血液検査サービス	アクサ生命の個人保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族

*「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

優待価格

郵送検査キットによる血液検査サービス

糖尿病検査キット

糖尿病の診断指標となるヘモグロビン・エイワンシー (HbA1c) *の値をチェックすることができます。

生活習慣病+糖尿病検査キット

生活習慣病に関する12項目の値と、ヘモグロビン・エイワンシー (HbA1c) *の値をチェックすることができます。

ピロリ菌検査キット

胃がんや胃炎、胃潰瘍の原因といわれているピロリ菌の有無を調べることができます。

* 血液中の糖の量を指す値で、糖尿病の診断指標となるもの。空腹時血糖よりも正確に糖尿病を判断できるといわれていますが、労働安全衛生法の定める定期健康診断では、必須項目とはなっていません。

※パッケージは変更となる場合があります。